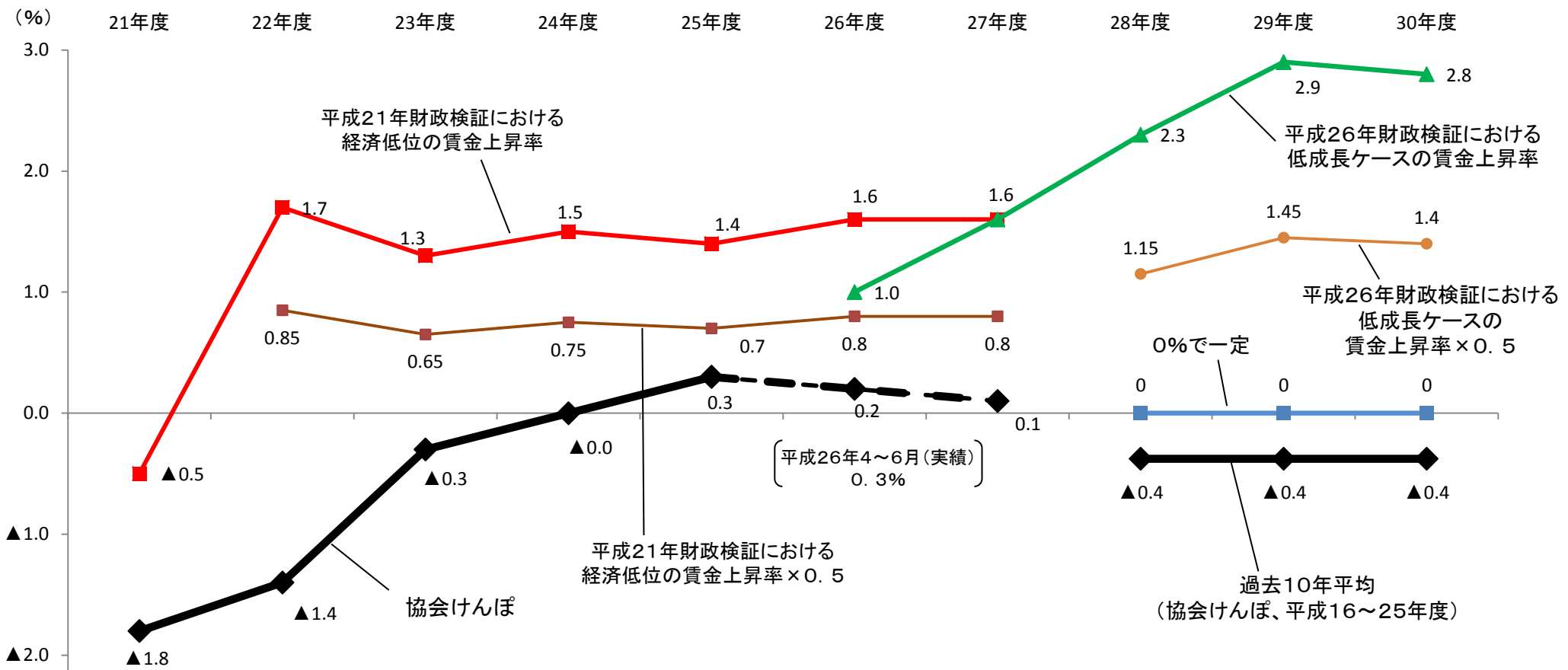


協会けんぽの財政に関する財務省試算
(財政制度等審議会財政制度分科会(平成26年10月8日)資料)について

協会けんぽの賃金上昇率について

● 協会けんぽの賃金上昇率の実績は、低成長ケースの2分の1に相当する平成21年財政検証における経済低位の賃金上昇率の2分の1を下回る水準で推移している。

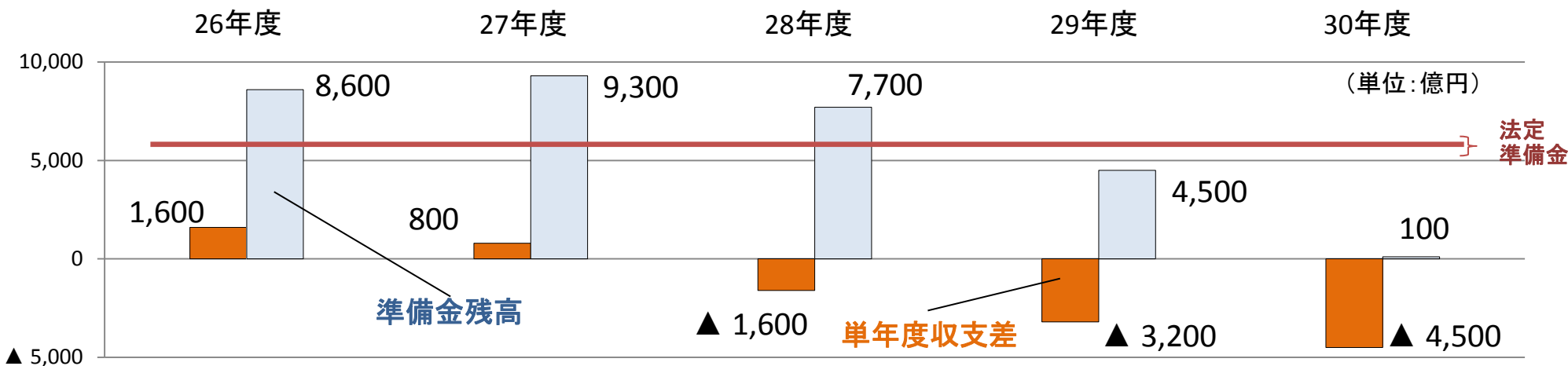


(注) 1. 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成26年財政検証結果)」(平成26年6月)における低成長(ケースF~ケースH)にも用いられているものである。
 2. 協会けんぽは、標準報酬月額(3月から2月の平均)の伸びであり、25年度以前は実績、26~27年度は見込みである。

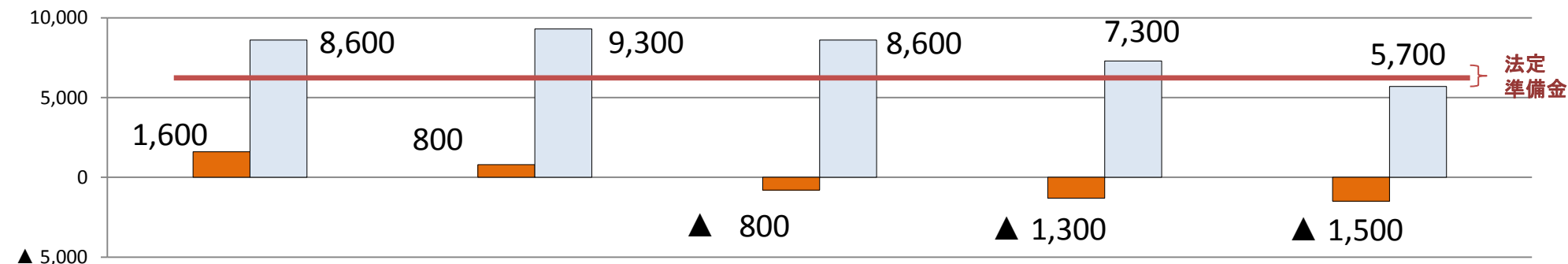
協会けんぽの財政収支の将来見通し(現状維持;協会けんぽ試算)

- 現在の財政特例措置を前提に、現在の平均保険料率10%を据え置いた場合、賃金上昇率を0%で一定と仮定すると、28年度には単年度収支が再び赤字に転落し、29年度には準備金残高が法定準備金を下回る見通し。また、賃金上昇率を低成長ケースの2分の1と仮定した場合も、28年度以降は赤字に転落する見通し。

賃金上昇率0%で一定の場合 (国庫補助率16.4%、1/3総報酬割。平成26年7月試算)



賃金上昇率を低成長ケースの2分の1にした場合 (国庫補助率16.4%、1/3総報酬割。平成26年7月試算)



財務省試算

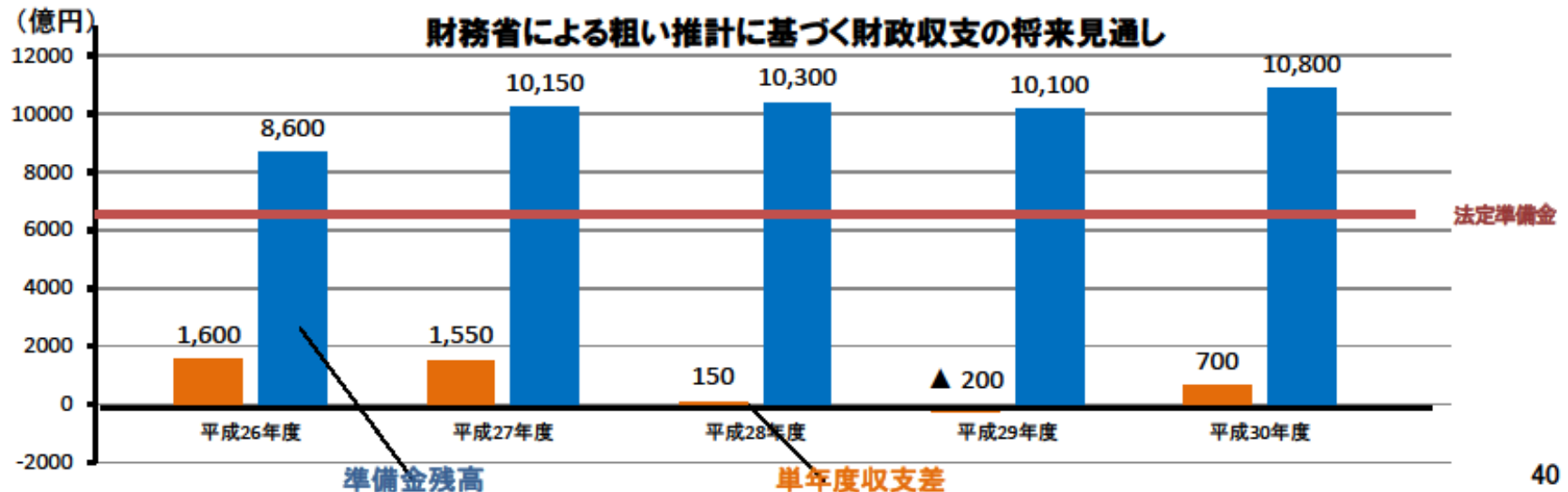
財政制度等審議会財政制度分科会(平成26年10月8日)資料より抜粋

協会けんぽの財政状況とリーマンショック後の危機対応③(財務省試算)

○ 財務省において、協会けんぽの試算を土台に、以下のように前提を見直し、粗い推計を実施すると、数年後には準備金残高が法定準備金の2倍となる結果が得られた。

前提事項	財務省試算	(参考)協会けんぽ試算
保険料率	10%据置き	同左
賃金上昇率	27年度～30年度 ⇒低成長ケース×1	27年度 +0.1% 28年度～30年度 低成長ケース×0.5
改革要因	医療保険制度改革(後期高齢者支援金の全面総報酬割、標準報酬月額の見直し)の影響を一定の前提で反映	医療保険制度の影響を織り込まず
国庫補助率	リーマンショック前の水準へ段階的引下げ (27年度:15.3%、28年度:14.2%、29年度以降:13%)	16.4%で据置き

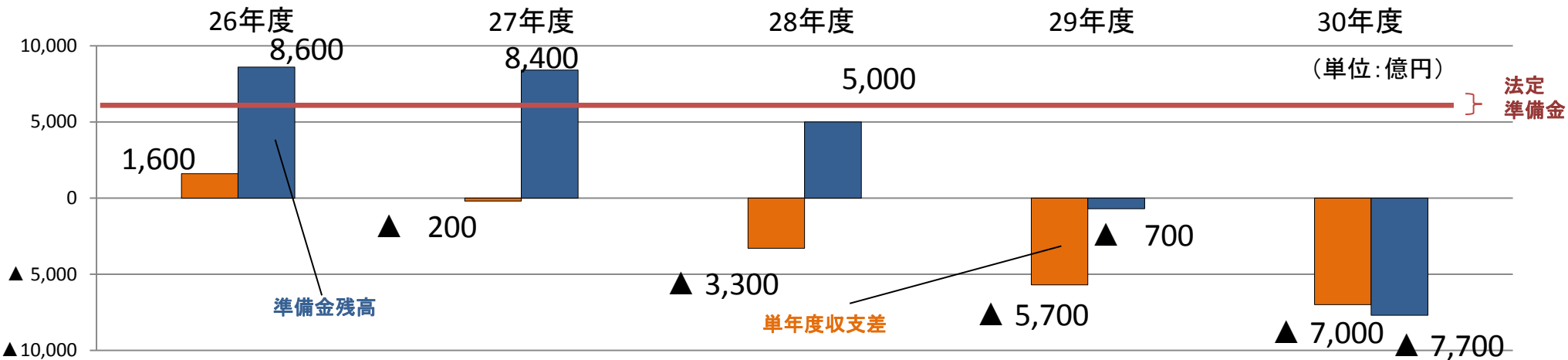
○ 以上を踏まえると、協会けんぽに対する国庫補助率について、リーマンショック後の財政特例措置を開始する前の水準(13%)に段階的に戻すことを早急に開始する必要があるのではないか。



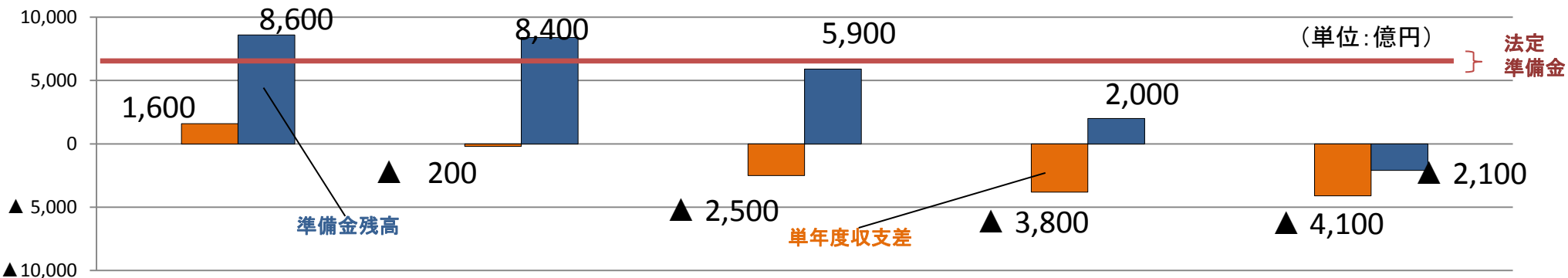
財務省試算の前提に準じた、協会けんぽ試算

- 財務省試算に準じ、国庫補助率を13%へ段階的引下げ(27年度:15.3%、28年度:14.2%、29年度以降:13%)、更に27年度から後期高齢者支援金の全額総報酬割を導入し、現在の平均保険料率10%を据え置いた場合、賃金上昇率を0%で一定と仮定すると、30年度には▲7,700億円の累積赤字となり、また、賃金上昇率を低成長ケースの2分の1と仮定した場合も、30年度には▲2,100億円の累積赤字となる見通し。

賃金上昇率0%で一定の場合 (国庫補助率を段階的に13%、27年度から全額総報酬割。)



賃金上昇率を低成長ケースの2分の1にした場合 (国庫補助率を段階的に13%、27年度から全額総報酬割。)



財務省試算の問題点

① 中小・小規模企業の実態に合わない経済前提

- 協会けんぽの賃金上昇率の実績は、中小・小規模企業が適用事業所の大半を占めていること等により、「低成長ケースの2分の1」相当を下回る水準で推移している。
- しかし、財務省試算ではさらに高い「低成長ケースの賃金上昇率」そのものを前提としており、中小・小規模企業の実態とあまりにかい離している。

② 国庫補助率 13%は財政力格差を助長

- 近年の協会けんぽの財政の改善は、保険料率の大幅な引上げによるものであるが、財政の赤字構造は依然として解消しておらず、他の被用者保険との財政力の格差を解消するために国庫補助率20%を求めているところ。
- これに逆行した国庫補助率の引下げはありえないのではないか。

③ 「リーマンショック前に戻す」は「バブル経済に戻す」と同義

- 協会けんぽに対する国庫補助率の原則は健保法本則上「16.4%から20%の範囲で政令で定める率」であり、財務省が主張する国庫補助率13%はバブル経済時代の平成4年に特例として例外的に設定されたもの。
- 政管健保・協会けんぽは、13%の国庫補助率の下で2回累積赤字に転落している。また、平成15年度の総報酬制導入以降、健保組合等との財政力の格差が顕在化し、保険料率格差を解消できていない。

④ 国庫補助引下げは中小・小規模企業への負担の転嫁

- 協会けんぽの準備金が増加してきた主な要因は、累積赤字を解消するための保険料率の大幅な引上げによるものであり、収入の低い中小・小規模企業の事業主、そこで働く従業員に負担の限界（保険料率10%）まで保険料を支払っていた努力のたまもの。
- 準備金残高を根拠に国庫補助率を引き下げるとは、事業主・加入者のこれまでの努力を国庫が召し上げ、中小・小規模企業の事業主・加入者にさらなる負担を転嫁することに等しいのではないか。

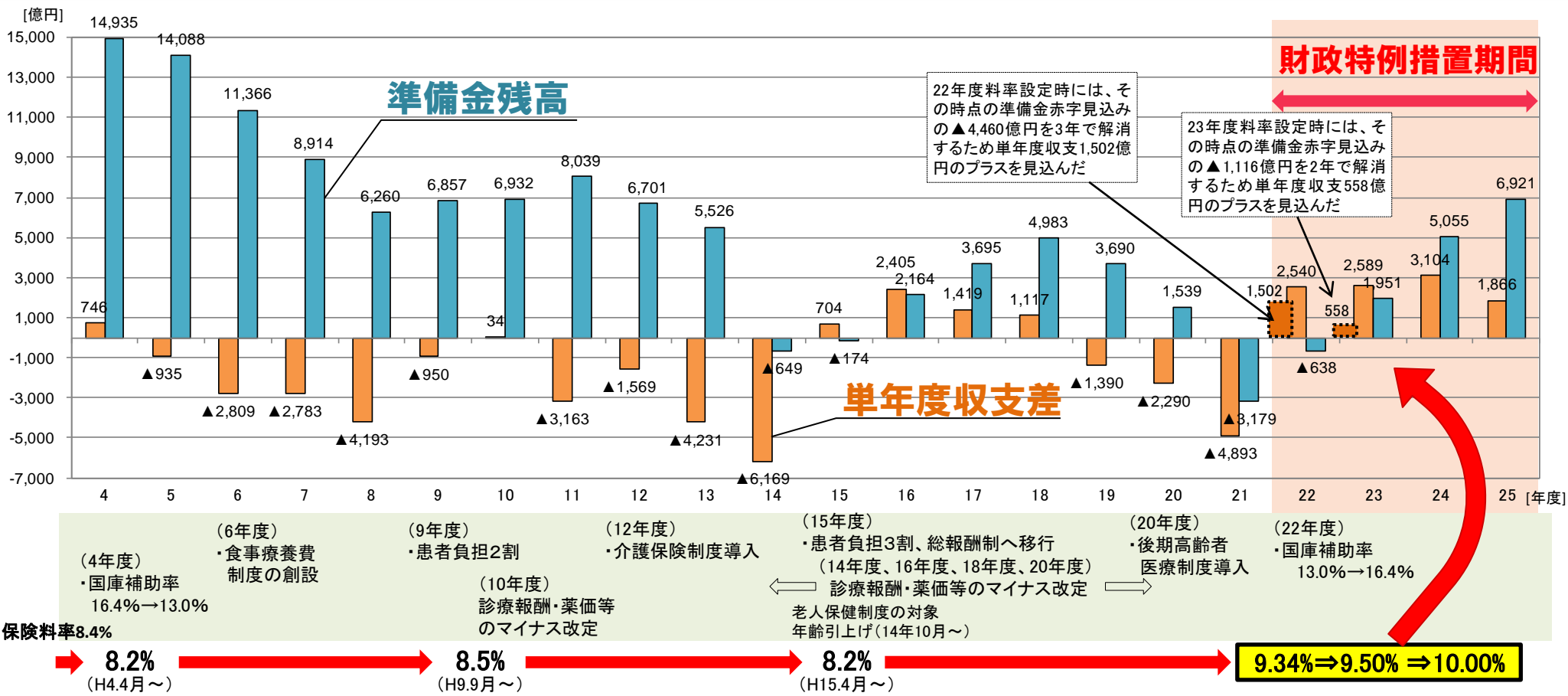
⑤ 国会の附帯決議の軽視

- 平成25年の健康保険法等の一部を改正する法律案の附帯決議において、政府は、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則(16.4%~20%)を踏まえて検討し、必要な措置を講ずることとされ、厚生労働大臣もその趣旨を十分尊重する所存である旨発言している。
- 今回の財務省の提案は、この附帯決議を無視するもの。

(参考資料)

協会けんぽの単年度収支差と準備金残高の推移

- 19年度から単年度赤字に陥り、18年度に5,000億円あった準備金(累積 黒字・赤字)は21年度末で▲3,200億円に悪化。
- この▲3,200億円の赤字は、22~24年度の3年間で解消する必要があり、単年度収支をプラスにして財政運営。この赤字については結果的に2カ年で解消。
- こうした結果は、24年度まで3年連続の保険料率の大幅な引上げに加え、25年度は賃金が横ばいから上昇に転じたこと、医療費が例年より伸びなかったこと等によるものであり、財政の赤字構造が好転したわけではない。

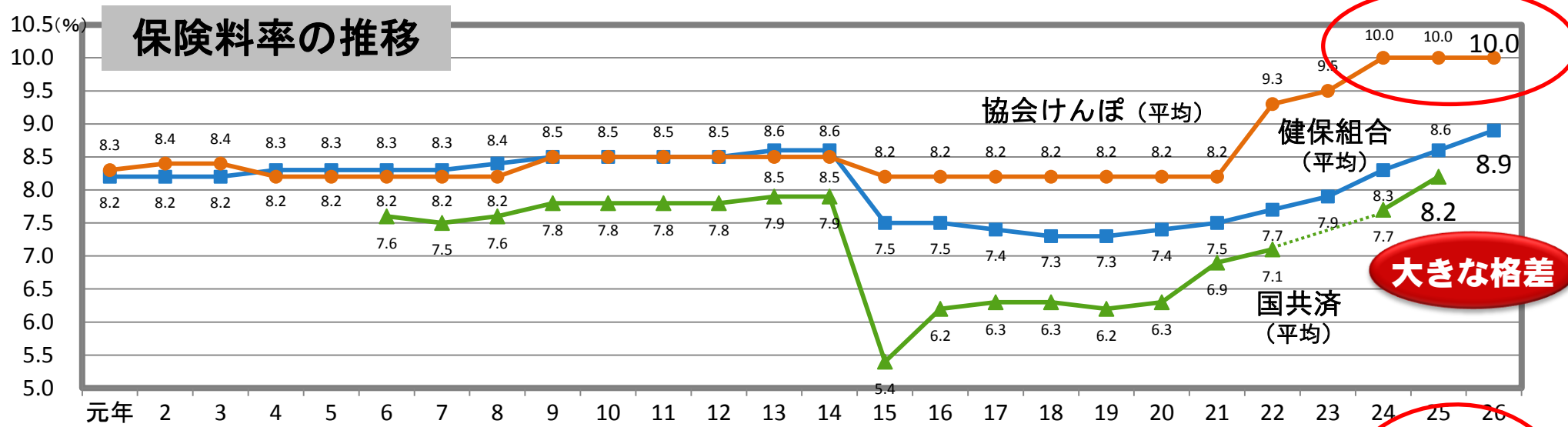


(4年度) 国庫補助率 16.4%→13.0%
 (6年度) 食事療養費制度の創設
 (9年度) 患者負担2割
 (10年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 (12年度) 介護保険制度導入
 (15年度) 患者負担3割、総報酬制へ移行
 (14年度、16年度、18年度、20年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 老人保健制度の対象年齢引上げ(14年10月~)
 (20年度) 後期高齢者医療制度導入
 (22年度) 国庫補助率 13.0%→16.4%

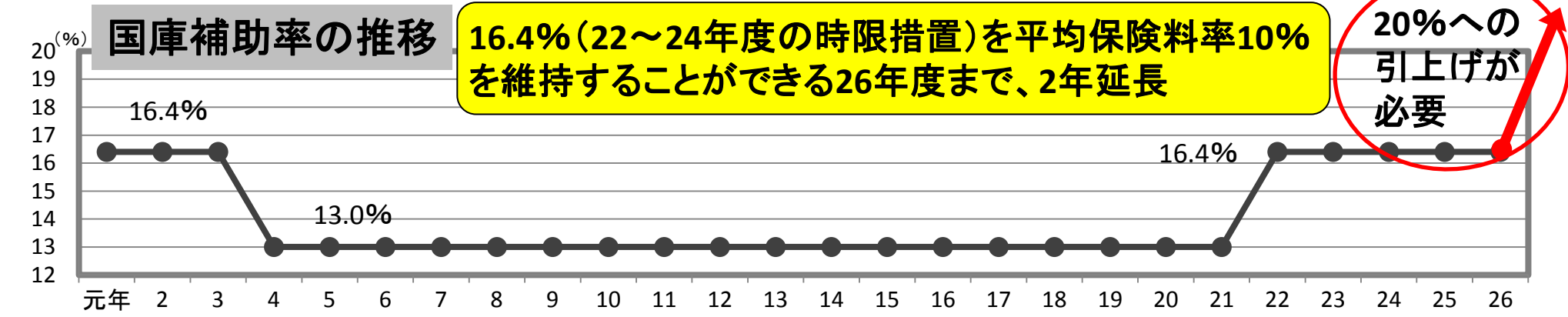
(注) 1. 平成5年度、6年度、8年度、9年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 平成21年度以前は国庫補助の精算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

他の被用者保険との大きな保険料率格差

- 平成15年度に総報酬制(賞与も保険料算定の基礎とする)に移行してから、保険料の基礎となる報酬水準を反映し、保険料率に大きな格差。中小企業を多く抱える協会けんぽと健保組合との間で体力差が顕著に示されている。
 - 被用者保険間の財政力を調整する目的で協会けんぽに国庫補助が投入されているが、現行の国庫補助割合では、その調整機能を果たしていない。
 - 国庫補助率について、現行の16.4%から20%への引上げを国に要望しているが、実現していない。



大きな格差



16.4% (22~24年度の時限措置)を平均保険料率10%を維持することができる26年度まで、2年延長

20%への引上げが必要

出典: 健康保険組合の保険料率(調整保険料率含む)は、「組合決算概況報告」「23年度健保組合決算見込」、「24年度健康保険組合の予算早期集計」による。協会けんぽの保険料率は、平成20・21・22・23・24年度は決算。国共済の保険料率は、厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」等。

協会けんぽの国庫補助率についての附帯決議

(平成25年5月23日参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

三、協会けんぽについては、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。

右決議する。

協会けんぽの国庫補助率についての検討規定

(健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年5月24日成立))

附 則

(検討)

第二条

政府は、第一条の規定による改正後の健康保険法附則第五条及び第五条の三(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十六年までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。